

○国立大学法人宮崎大学学長選考における意向投票細則

平成16年4月1日
学長選考会議決定

改正 平成19年6月18日 平成22年11月15日
平成26年11月19日 平成28年6月22日
令和3年1月27日 令和3年6月23日
令和4年2月3日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）学長選考規程（以下「規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、学長候補者選考における学内意見の聴取のための投票（以下「意向投票」という。）に関し必要な事項について定める。

(投票の有資格者)

第2条 意向投票の有資格者は、意向投票公示日に、本法人に在職する役員（監事を除く。）及び次に掲げる職員（特別教員及び非常勤職員を除く。）とする。ただし、意向投票日までに休職又は離職が確定している者は、意向投票資格を有しない。

- (1) 大学教員 : 教授、准教授、講師、助教、助手
- (2) 附属学校教員 : 校長（園長を含む。）、教頭
- (3) 事務・技術職員 : 部長、課長、室長、事務長、主幹、次長、専門員、専門職員、係長
- (4) 看護職員 : 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長
- (5) 医療職員 : 技師長、副薬剤部長、栄養管理部副部長、副技師長

(投票方法等)

第3条 意向投票は、5人以内の学長候補適任者に対して、単記無記名投票により行う。ただし、学長候補適任者が1人の場合は、信任を問う意向投票とする。

2 意向投票の有資格者は、やむを得ない理由により、意向投票日に自ら投票できないときは、意向投票日の14日前から前日までの間（休日を除く。）、不在者投票を行うことができる。

(投票結果)

第4条 意向投票日当日に開票を行い、各学長候補適任者の得票数を意向投票結果として学内ポータルサイトにおいて公示する。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、意向投票の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年6月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年11月15日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月23日から施行する。

附 則
この細則は、令和4年4月1日から施行する。